

法教育の観点を取り入れたいじめ予防に関する道徳科の実践的研究

小野 剛太

要旨

本研究は、いじめ予防に関する道徳科の授業に、法教育の観点をいかに取り入れることができるのかを、実践的に検討することを目的としている。特別の教科「道徳」におけるいじめに関する授業について、いじめに対する子どもと大人の認識のズレが生じるため、道徳的心情に訴えるだけでは限界があると先行研究では指摘されている。そこで、スクールロイヤーのいじめ予防授業の取り組みを参考にして、法教育の観点を取り入れた道徳科の授業実践を行った。本研究では、いじめ予防に関する道徳科の授業に法教育の観点を取り入れる工夫として、①法的根拠に基づくいじめの禁止や定義を客観的に確認すること、②「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」も含めたいじめの四層構造を理解すること、③いじめ等の私的制裁の禁止を理解することが重要であることの3点が明らかになった。

【キーワード】いじめ予防、法教育、道徳科、スクールロイヤー

1. はじめに

本研究は、いじめ予防に関する道徳科の授業に、法教育の観点をいかに取り入れることができるのかを、実践的に検討することを目的としている。

文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の学校が把握した令和4年度のいじめの件数は68万件を超え、過去最多となった。「重大事態」は前年度から217件増えて923件となり、こちらも過去最多となった。いじめ問題は学校教育における深刻な教育課題であり続けている。

現在、学校内では様々ないじめ対策が行われているが、特に大きな転換点となったのは、「いじめ防止対策推進法」である。この法律は、平成23年に滋賀県大津市で発生したいじめ自殺事件を契機として、平成25年6月に成立し、同年9月から施行された。『生徒指導提要（改訂版）』によると、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは、解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができると、この法律の成立の背景が述べられている。

そして、「いじめ防止対策推進法」の成立・施行は、いじめ予防のより具体的な取り組みとして学校教育のカリキュラムに位置付けられるきっかけにもなった。『中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編』によると、平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」とした。今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。それ以降「特別の教科 道徳」の教育課程の中にいじめ予防の授業が組み込まれるようになった。これは、いじめの問題への対応であり、生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に

対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた結果である。従来の道徳の時間でもいじめに関する事柄は含まれていたが、現実のいじめの問題に対応できていないという課題が指摘されていたため、いじめに関する内容の充実と指導方法の改善が図られたといえよう。つまり、道徳の授業を要にした、いじめ予防教育が期待されるようになったのである。

道徳のいじめ授業を対象とした実践・研究が見られる。毛(2023)は、いじめ加害行動を抑制する成果を示している。一方で、間山(2020, 2022)は、道徳授業におけるいじめ防止の指導には限界があると指摘している。それは、規範意識を高めていじめを防止するという発想にもとづいて道徳授業が行われているが、いじめをめぐる大人と子どもの規範意識のズレによって効果が薄くなることを指摘している。間山(2020)は、いじめの理由に「相手に悪いところがあるから」と回答する子どもが多い状況や村瀬(2018)の論考を踏まえながら、子ども社会独自の「掟」や「制裁」の存在を整理している(図1)。つまり、大人がみなすいじめは、子どもにとっては「正義の制裁」として正当化される可能性があり、単に大人が規範意識や道徳観にもとづいて指導すれば良い問題ではないという。そのため、「子どもが悪いと考える相手に向き合う際、単に『いじめはいけない』ではなくどうすれば良いのかを教えねばなるまい。つまり、子どもは、いずれは『子ども法』ではなく、われわれ社会の正義を具体化した法に基づいてふるまえるようにならねばならない。」と指摘している(間山 2020)。

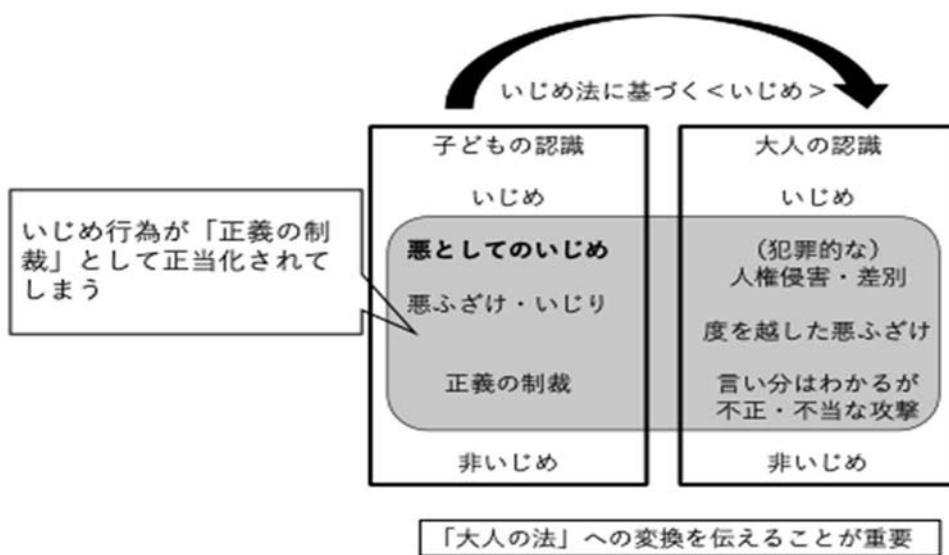


図1 いじめをめぐる現実認識の図式(間山 2020 より筆者改変)

上記の先行研究が指摘する限界と課題は、同時にいじめ予防において法教育の観点が必要であることを示している。そこで、本研究ではいじめ予防のもう一つの取り組みに着目した。それは、スクールロイヤー制度による法教育のいじめ予防授業の取り組みである。スクールロイヤー制度とは、大分県教育委員会が実施している法律の専門家である弁護士を活用し、法的側面からのいじめ予防教育や生徒指導に関する学校からの法的相談への対応等の業務を行い、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行うものである。国では平成29年度から三重県においてこの制度が開始された。大

分県では平成 30 年度から三重県・大阪府とともに開始し、県内の公立の学校において、弁護士がいじめ予防授業や教職員研修を実施している。法教育の観点に基づき、「いじめとは何か」といういじめの公式な定義などについて、児童生徒に対して授業を行っている。

先行研究においても、いじめ予防における法教育の可能性が指摘されている。『子ども六法』を執筆した山崎(2017)は、法教育は、市民の自由拡大や価値観の多様化などによって紛争の発生可能性が増大した現代において、市民が自らの力で紛争の発生を避けたり、双方の納得する形で解決に向けて動いたりする能力を身に付けさせるための教育であり、これはいじめ問題解決に向けた取り組みと親和性があることを言及している。

以上を踏まえると、法教育の観点を補完しながら道徳科の授業を構想して実施する実践的研究が求められるといえる。しかし、スクールロイヤーによる法教育の工夫を、道徳の授業にどのように取り入れていくのかを詳細に検討した研究は十分に行われていない。そこで、本研究では、スクールロイヤーのいじめ予防授業を参考にしながら、法教育の観点を取り入れた道徳科の授業を構想し、実践を行うことにした。

2. 研究の方法

(1)スクールロイヤーへのインタビュー及びいじめ予防授業の観察

いじめ未然防止のための授業実践を構想するために、大分県弁護士会のスクールロイヤーによるいじめ予防授業の担当であるスズキ弁護士にインタビューでの聞き取り調査を行った(2023年3月6日)。また、大分県のスクールロイヤーであるヤマダ弁護士のいじめ予防授業の観察を行った(2023年6月9日)。これらを踏まえて、いじめ問題対応ユニットの授業の中に法教育の観点をいかに取り入れることができるのかを構想した⁽¹⁾。

(2)法教育の観点を取り入れた「特別の教科 道徳」の授業実践

今回の授業実践では、教科書である『新しい道徳』(東京書籍)「いじめのない世界へ」を扱っていく。本教材は、いじめ問題対応ユニット「いじめのない世界へ」(各学年1か所、3時間扱い)となっており、いじめを未然に防ぎ、いじめをしない、させない心を育むユニットが設定されている。1つのテーマで3つの題材を組み合わせてユニットを作ることで、いじめの問題を多面的・多角的に考えられるようになっている。第1学年においては、「いじめに当たるのはどれだろう」「傍観者でいいのか」「ふたつの心」の3つの題材が設定されている。

山崎(2017)は、法教育を通じたいじめ問題解決の達成目標として、①基本的人権をはじめとする道徳的概念の習得と法律や司法制度等の知識の習得を通じて法教育が加害者児童生徒に対するいじめ抑止力となること、②法律や司法制度の知識、正当な運用能力の習得によって被害者児童生徒及び保護者にとっての自己防衛の手段となること、③法教育の実施を通じて教員によるいじめ対処・指導の正当性を確保すること、の3点を挙げている。本研究では、上記の①②の目標を達成することに焦点を当て、いじめ問題対応ユニットの題材に法教育の観点を取り入れた授業を3回行うことにした。

(3)研究協力校及び対象クラス

本研究の授業実践を行うのは連携協力校であるA中学校の1年X組(生徒数30名)で

ある。筆者は 2022 年 9 月から 2023 年 12 月までの間に A 中学校で実地研究を行い、対象となる 1 年 X 組には 2023 年 4 月から継続的に関わり、授業実践を合計 3 回行った。

3. スクールロイヤーへのインタビュー及びいじめ予防授業の観察

(1) スクールロイヤーへのインタビュー：2023 年 3 月 6 日 スズキ(仮名)弁護士

いじめ未然防止のための授業実践を構想するために、大分県のスクールロイヤーであるスズキ弁護士に法教育についてインタビューでの聞き取りを行った。スズキ弁護士は大分県のスクールロイヤー活用事業における、いじめ予防授業・教職員研修の取りまとめを担っており、自身もいじめ予防授業を行っている。スズキ弁護士のインタビューから聞き取った点を整理すると以下の通りである。

スズキ弁護士が、いじめ予防授業を行う際に、気を付けていることや押さえるべきポイントは、主に下記の 4 点である。

(a) 児童生徒が主体的に考えるような授業にしている。

(b) いじめによる実際の裁判例を紹介している。

(c) 弁護士なので、いじめの刑事責任、民事責任を話す。ただし、罰を受けるからいじめはしてはいけないと捉えてほしくない。いじめは、いじめられている人に心の傷を残し、いじめている人にも、傍観者にも、心の傷を残すことからしてはいけないと理解させるようにしている。

(d) 1 回の授業だけではいじめはなくならないと思う。私は、いじめがあったら、大人に助けを求めてほしいという点だけは、最低でも理解してもらいたいと思って、授業を考えながらしている。そこで「先生に助けを求めたら、先生は必ずみんなを助けてます。」と断言する。また、先生との信頼関係を失った場合に備えて、他にも相談できる様々な機関を紹介している。

以上のインタビューを受けて、スクールロイヤーがいじめ予防授業を行う際には、児童生徒に法律を説明するだけでなく、主体的にいじめ問題について考えさせる工夫を行っていることが分かった。また、スクールロイヤーによる 1 回の授業だけでは、いじめ防止には限界があるという指摘もあり、児童生徒と継続的に関わることができる学校教員が法教育の観点を取り入れる授業を行う必要があることが確認できた。

(2) スクールロイヤーのいじめ予防授業の観察：2023 年 6 月 9 日 ヤマダ(仮名)弁護士

スズキ弁護士のインタビュー調査後、実際のスクールロイヤーによるいじめ予防授業の観察の必要性を感じた。そこで、B 小学校 5 年生に対するヤマダ弁護士のいじめ予防授業を観察した。ヤマダ弁護士は、大分県のスクールロイヤーの中で、最も多くのいじめ予防授業を行っており、児童生徒に対し、法教育を分かりやすく説明することができるという高い評価を得ている弁護士である。

観察した授業では、まず始めに法律の専門家である弁護士の仕事について触れ、子どもの興味関心を高めた後に、いじめについての法律であるいじめ防止対策推進法の解説を行っていた。スクールロイヤーによるいじめ予防授業を観察して、一見難しそうな法律の学習に○×ゲームを取り入れていじめの定義を分かりやすく解説することで、児童が意欲的に参加できる工夫を行っていた。また、児童に馴染み深いキャラクターを用いて、SNS の

文字と直接話すことの違いを説明していた。いじめというのは児童にとって遠い存在ではなく、日常の身近にある小さなことの積み重ねであることをヤマダ弁護士は強調しており、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義につなげているのだろうとうかがえた。

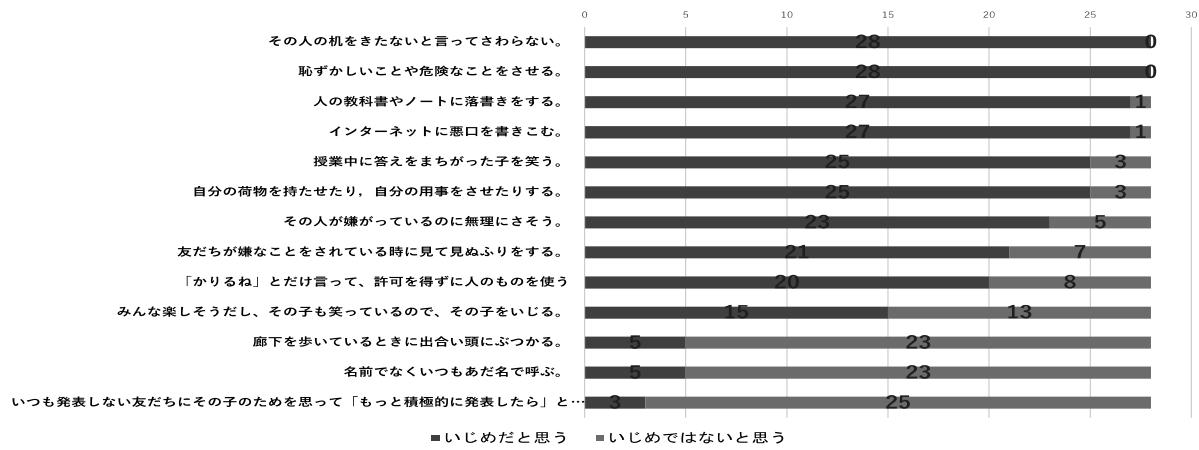
4. 法教育の観点を取り入れた「特別の教科 道徳」の授業実践

(1) 授業実践 I : 2023年7月12日(水)題材名「いじめに当たるのはどれだろう」

① 授業実践までにおける生徒のいじめに対する認識のアンケート調査

いじめ対応ユニットの1時間目の「いじめに当たるのはどれだろう」という題材を扱うにあたり、生徒一人ひとりのいじめに対するイメージがどのような実態になっているかどうかを把握したいと考え、「『いじめ』についての意識調査」を実施した(資料-5「『いじめ』についての意識調査」)。

意識調査の作成にあたっては、大分県のスクールロイヤーのいじめ予防授業で使用されている、いじめアンケートを元にして、「友達が嫌なことをされている時に見て見ぬふりをする」などのいじめかどうかの判断が難しい項目を追加した。本アンケート調査の結果を、授業実践Iの導入で活用した。その結果については、表1の通りである。この表を見ると、生徒によっていじめかいじめでないかの判断は分かれしており、授業前では、いじめに対する基準が非常に曖昧なことが分かる。



② 実践の概要及び法教育の観点の取り入れ方

本題材「いじめに当たるのはどれだろう」は、教室の場面絵からいじめに当たる行為を探し出し、判断の根拠について考え、話し合う活動を取り入れる。3時間構成の本ユニットの軸となる、いじめの定義について考える教材である。

今回の授業では、上記、山崎(2017)の、法教育を通じたいじめ問題解決の達成目標の①に焦点を当てて授業を行った。いわゆる、加害児童生徒に対するいじめ抑止力に繋げるよう授業を構成した。本題材を扱う前に、①のアンケート調査結果を生徒に示し、いじめかいじめでないかの判断は人によって、大きく異なっていることの実態を共有した。いじめとはこういうものだという定義を明確に示した法律の有無をクイズ形式で問うたところ、ほとんどの生徒がその存在を知らないという事実が判明した。そこで、「いじめ防止対策推進法」の存在を示し、第二条のいじめの定義である「いじめはされた人の立場で考える」

ことを解説した。

これを踏まえて、本題材の中に描かれている子どもたちの様子の中で、いじめに当たるかどうかを個人やグループで考えたり、協議をしたりした。協議の結果をクラス全体で共有し、いじめかどうかの判断が分かれる場面を全員で話し合った。その後に第四条のいじめの禁止について触れ、いじめは小さなことの積み重ねであることをコップの水に例えながら、された人の立場で考えることの大切さを気付かせた。

③授業実践の結果

本授業後のワークシートの中から、いじめ防止対策推進法やいじめの抑止力に触れた振り返りについて以下に示す。

- ① 「いじめにも法律があることを初めて知りました。なので、いじめをしている人は法律違反をしていることになります。このような法律があるということをもっとたくさん的人に知ってもらいたい、違反しないようにしていきたいです。」
- ② 「見ただけでは、いじめかいじめではないのかわからないんだなと思いました。自分がされて嫌なことだけをいじめと思うのではなく、された側の気持ちを考えて行動しなければいけないんだと知りました。」
- ③ 「私は今日の授業で、一つひとつ小さなことでもたまればとても大変なことになると分かりました。だから、もしも相手が嫌がっているのを見てしまったら、止めたり、すぐに謝ったりするのがいいと思いました。」
- ④ 「いじめは人の心を傷付けるものだし、その傷付いた人がもし自殺などをしたら取り返しつかないことになるから、いじめは絶対にだめだと思った。」

上記の①や②の振り返りのように、いじめ防止対策推進法の存在のみならず、いじめの定義に初めて触れ、今後の生活に活かしていこうとする生徒が大多数であった。また、③や④のように道徳的な観点から、いじめについて考えている生徒もいた。このように、まず、いじめ防止対策推進法の存在を生徒に知らせることは、いじめの予防に直結すると考えた。

④次時の授業にどう活かすか

本授業における成果として、「いじめはされた人の立場で考えることやいじめをすると法律違反になることを初めて知った。自分がいじめじゃないと思っても、いじめになる可能性があるので、相手の立場を考え行動したいと思う」などの振り返りが子どもたちからあった。いじめ防止対策推進法という法的な観点を踏まえて、いじめの捉え方について生徒に伝えたことで、事前アンケートにおいて「自分がされて嫌なこと」がいじめであると捉えていた生徒の変容につなげることができたのではないか。「嫌なこと（いじめ）をされて、限界がきたら仕返しをしてストレス発散しようとしていたけど、法律上禁止されているなら、限界がきてもおさえようと思います。」という振り返りの記述もあり、法的な観点からいじめを捉えようとする生徒もいた。グループワークでは、いじめに当たる行為かどうかの判断が難しい場面や意見が分かれた点を取り上げて考えるようになり、「相手がされて嫌なこと」であるかは目に見える場面だけでは分からることを理解させた。

一方、課題として以下が挙げられる。授業者が法律の解説を行う部分と生徒によるワークとのつながりが不十分で、生徒の思考の流れに沿わなかつたと感じた。単に法律の存在を伝えるだけではなく、法教育の観点でいじめについて考えさせる工夫・授業構成が必要である。つまり、法的な観点を入れることを重視し過ぎたため、道徳の授業としてのねらいが十分に意識できていおらず、生徒から出てきた様々な考えを深めていく視点が必要だと考えた。

(3) 授業実践Ⅱ：2023年11月1日(水)題材名「傍観者でいいのか」

① 実践の概要及び法教育の観点の取り入れ方

本題材「傍観者でいいのか」は、「Bさん」たちからいじめられている「Aさん」を見て見ぬふりをしている「私」が、「これ以上放っておいてはいけない」という「Cさん」の言葉で、見て見ぬふりはいけないということに気付く物語である。本題材は、「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」という立場から、いじめの構造を捉えさせ、「傍観者」に焦点を当てている。人間の弱さも踏まえた上で、いじめの状況を回避する手立てを考えられる構成となっている。

今回の授業では、山崎(2017)の、法教育を通じたいじめ問題解決の達成目標の②に焦点を当てて授業を行った。始めに、「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」のいじめの四層構造(森田ら 1986)について、キャラクターに例えながら生徒に分かりやすく示した。物語を範読した後に、いじめを見て見ぬふりはいけないことやなぜ見て見ぬふりをしてしまうのかについて考えさせた。生徒からは「見て見ぬふりはいけないけど、自分もいじめられるかも知れないので勇気が出ない」という考えが大多数であった。そこで、いじめ防止対策推進法第三条二項(基本理念)を示し、「いじめは見て見ぬふりをしてもいけない」ということを法律と共に伝えた。その後、いじめをその場で止める以外に何かいい方法がないかをグループで協議させ、先生や周りの大人に相談したり、被害者の心のケアをしたりするなどの方策を全体で共有した。

② 授業実践の結果

本授業後のワークシートの中から、いじめ防止対策推進法の知識、正当な運用能力の習得によって、傍観者にとってのいじめ抑止力や被害者にとっての自己防衛の手段となっている振り返りについて以下に示す。

- ⑤「傍観者は、ダメとなんなく知ってたけど、はっきり分かったし、いじめを見たら、その場で止めることができ一番だけど、勇気がなかったら被害者に声をかけたり、相談を受けることが大切と分かった。もしいじめを見かけたら、その場で声をかけ、止めれるようになりたい。」
- ⑥「法律でも、しっかり定められていることなんだなと思いました。私は少し言い過ぎなんじゃないかと思っても、その間に入つて止めることはできないし、先生に相談するにしても、勇気が出ないので、これからは少しずつでいいから、話を聞いたりして傷ついている人を見ないふりをしないようにしていきたいです。」
- ⑦「もし、いじめをしている人を見つけたら、先生に言うなど誰かに相談したり、被害者の話を聞いたりして、見て見ぬふりをしないようにしたいです。」
- ⑧「今まで直接加害者を止めることしか解決はなかったけど、今回の授業で直接止める以外でも、アンケートや先生に相談したりすれば、解決する事がわかった。」

上記のように、ほとんどの生徒がいじめを発見した時に見て見ぬふりをせずに、周りの大人に助けを求めるか、被害者の話を聞くなどの支援をしたりするような振り返りを書いていた。また、⑤のように「傍観者」も「加害者」と同じだということが、法律という客観的な指標を用いることで、より明確に理解できたという振り返りが多かった。このような記述がみられたのは、「見て見ぬふりは良くない」という道徳的心情だけではなく、いじめ防止対策推進法第三条二項にあるような法的な根拠に基づいていたことが要因として挙げられるのではないか。上記の振り返り以外にも「いじめというのは、どこからがいじめなのか難しく、助けづらいものなので被害者と思われる人に聞くと良いと思いました。そして、これからいじめが起きたとき、見て見ぬ振りをせずに、信頼できる大人に相談する

ことが大事だと思いました。」と記入している生徒もあり、1時間目の授業のいじめの定義について触れながら、本時の課題を積極的に解決していこうとする生徒も見られた。

③次時の授業にどう活かすか

本授業の成果として、いじめを見て見ぬふりをしないで、自分にできるいじめの解決策を考えている生徒が多く見受けられた。法的な根拠を交えた本授業を通して、今後の生活でいじめを発見した場合に、いじめを直接止めたり、周りの大人に相談したり、被害者の心のケアをしたりするなど自分ができることを実践しようとする姿勢が確認できた。

一方で、いじめを止めに入るのは難しいから、それ以外の方法を考えるグループ協議の話し合いの中で「いじめをしてきたら仕返しをする」というような、意見が出ていた。振り返りの中にも、「私は、いじめられている人が悪いと思います。なぜならいじめられる理由があると思います。」などいじめを正当化する記述もあった。そこで次時の「ふたつの心」において、相手に悪いところがあればいじめで仕返しをしても良いのかについて、法教育の観点を取り入れながら生徒に考えさせていくことにした。

(4) 授業実践Ⅲ：2023年11月15日(水)題材名「ふたつの心」

①実践の概要及び法教育の観点の取り入れ方

本題材「ふたつの心」はいじめを正当化する気持ちと後悔の気持ちとの間で、「私」が葛藤する場面を描いた物語である。本題材は、3時間構成の本ユニットのまとめに当たる教材である。2時間目の「傍観者でいいのか」では、「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」の4つの立場から、いじめの構造を捉えさせ「傍観者」に焦点を当てて考えさせた。本題材はこれまでとは異なり、上記の構造からだけでは捉えにくいものとなっている。物語中の人物や保護者など、さまざまな立場の人の気持ちを共感的に考えることによって、それぞれの生徒が自主、自律や友情、相互理解、よりよい学校生活等、さまざまな道徳的価値に関わる問題意識を持ち、理解を深めていくことができる題材である。

今回の授業では、山崎(2017)の、法教育を通じたいじめ問題解決の達成目標の①と②の双方に焦点を当てて授業を行った。前時の授業でいじめを正当化する意見を持っている生徒がいたことから、「悪いことや嫌なことをする人にいじめで仕返しをしても良いのか」について、道徳的心情だけでなく、法的な根拠に基づきながら考えていった。

②授業実践の結果

本授業後のワークシートの中から、授業前の考え方から仕返しやいじめを正当化しないように変容した振り返りについて以下に示す。

- ⑨「相手にされたからといってやり返しをすると、自分も同じレベルの人間になってしまったり、やり返しの度がすぎていると相手よりも悪い人になってしまうことだってある。それは被害者から加害者に変わることです。だったら、被害者のまま、人に助けを求めた方が法律としては良いと思いました。」
- ⑩「最初は皆見て見ぬふりをしたり、無視をするという考えが多かったと思ったけど、この3時間で完全にみんなの考えが変わったとは限らないけど少しは、どんなに嫌なことをされても無視や、仕返しをすることは違うことを改めて学んだ。」
- ⑪「法律がないとやりたい放題だから当たり前のことをもう一度認識させるために法律は必要。やり返しはダメだとわかった。広い心で優しい気持ちで日々過ごしていこうと思った。法律があるからしないんじゃなくて当たり前のことだからという気持ちでいる事が大切だと思った。」
- ⑫「『法廷の手続の保障』の法律がないと被害者だけがつらい、嫌な思いすることになるから、この法律は大切だと思った。私は仕返しをしても全然OKだと思っていたけど、悪いことをした人にもやり返しをしてはいけないことを学んだ。3時間の授業を通して、絶対にいじめや差別をしてはいけない、見て見ぬふりもダメ、仕返しもダメだということを知り、守ろうと思った。」

上記⑨⑩⑪のように法律の必要性及び重要性について触れている振り返りが大多数であった。また、本時だけではなく、3時間の授業内容を総合的にいじめ抑止力について思考し、自分の行動を判断していこうとする意思を示す生徒も多かった。さらに、⑫のようにこれまででは、仕返しをすることはある程度やむを得ないと考えていた生徒が本授業を受けることによって、仕返しは法的にもしてはならないというように、考えが変容した生徒もいた。上記の振り返り以外にも「憲法の第31条などの「きまり」がないと、あちらこちらでけんかや戦いがおこってしまって大変なことになってしまうから。いじめや、ひどいことをした人に、同じような仕返しはしてはいけないということが分かりました。」というように、具体的な法律を自分の生活に置き換えるながら、主体的に考えて行動していこうとする前向きな振り返りも多く見られた。これは、いじめの構造をわかりやすく捉えることができる本ユニットの良さと、それに関する法的な根拠を適切に示したことによる相乗効果であると考えられる。

(5)事後アンケートからみる法教育に対する生徒の捉え方

本ユニットの授業後に「いじめに関する法律が決められているのはどう思うか。」というアンケートを行ったところ、「授業で初めて知りました。多くの被害者を出さないように、この法律がもっと広まることが大事だと思いました。私は法律を忘れずに人の気持ちを考えられるようになりたいです。」「法律で決められるほど、いじめが多かったのだなと思います。法律がなくても相手を思いやれることが大切だと思うけど、法律があることで、いじめに対する意識が大きくなると思うからです。」のように法律の存在意義と絡めていじめを予防するだけでなく、他者への理解を深めようとする感想の記述が多く見られた。一方で、「よくないと思う。理由は法律を決めなきやいけないレベルまで世の中にいじめがあるということだから。」のように、いじめが法律にされていることからいじめの深刻さを理解しようとする記述があった。このように、法律を取り上げることで、単に人を傷つけてはいけないという規範意識だけではない、新たな観点からいじめというものを捉えている生徒がいた。また、単に法律を紹介するだけでなく、道徳の授業で考えさせる道徳的価値や道徳的判断力を付ける際に、常に法律の存在意義や重要性を踏まえながら授業を進めてきた。このことが生徒の考え方の変容、視点の広がり・深まりに繋がっていったと考える。

5. 考察と今後の課題

本研究は、いじめ予防に関する道徳科の授業に法教育の観点をいかに取り入れができるのかを検討することを目的としていた。以下で考察を行いたい。

本研究で法教育の観点を取り入れる工夫として、明らかになったことは大きく3点である。第1に、法的根拠に基づくいじめの禁止や定義を客観的に確認することである。いじめ対応ユニットの1時間目では、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を紹介するだけでなく、その定義を基にしていじめに当たるか当たらないかについて、深く考えることができた。第2に、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」も含めたいじめの四層構造を理解することである。2時間目では、いじめを「見て見ぬふり」をすることもいじめであるということやいじめを見た時に止めに入るだけでなく、周囲の人に相談したり、被害者を支援したりするなどの方法を法的根拠に基づいて考えることができた。第

3に、いじめで「仕返しをする」等の私的制裁の禁止を理解することである。3時間目には、どんな理由があろうとも仕返しはしてはいけないということを、日本国憲法などを基にして、理解することができた。

今後の課題としては、道徳の授業に法教育の観点をどのように取り入れれば、より効果的であるかということである。今回の授業の中でも、どうしても断片的に法律を伝えるだけになっていた部分があると感じた。道徳教育と法教育を切り離して考えるのではなく、相互に補完し合いながら、両者の目的を達成するより良い方策を、今後も模索したい。

もう1つの課題は、いじめ防止対策推進法などの法律を生徒に伝え続けていくことの重要性をいかに教育現場に広めていくかである。法律を単に紹介するだけに留まらず、スクールロイヤーの行ういじめ予防授業や本研究のように道徳科の中で身近な問題として法律の存在意義や重要性を考えていく必要があるのではないか。さらに、道徳科だけでなく各教科・領域で横断的に法教育を取り入れていくことが、いじめを予防し、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることが可能になるのではないかと強く考える。

注

(1)スズキ弁護士・ヤマダ弁護士の両名には、研究趣旨を説明した上で研究協力を依頼し、本実践への活用及び本報告書でのデータ使用等の許可を得ている。

参考文献

- 久保田真功(2003)「いじめを正当化する子どもたち－いじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因の検討一」『子ども社会研究』第9号, pp. 29-41。
- 毛月(2023)「いじめ加害行動を抑制する道徳科授業の開発に関する一考察一小学校2年生における死に対する考え方や感情の特徴に注目して一」『教育学研究ジャーナル』第28号, pp. 33-42。
- 間山広朗(2020)「いじめ指導における法教育の可能性」『神奈川大学心理・教育研究論集』第48号, pp. 127-138。
- 間山広朗(2022)「法教育を活用したいじめ授業プログラムの試行」『神奈川大学心理・教育研究論集』第51号, pp. 131-139。
- 村瀬学(2018)『いじめの解決 教室に広場を－「法の人」を育てる具体的な提案－』言視舎。
- 森田洋司・清永賢二(1986)新訂版『いじめ 教室の病い』金子書房。
- 文部科学省(2018)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編』。
- 文部科学省(2022)「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(URL:https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_2.pdf(最終閲覧日:2024年1月21日))。
- 文部科学省(2023)『生徒指導提要(改訂版)』東洋館出版社。
- 山崎聰一郎(2017)「法教育のいじめ問題解決への応用可能性」『法と教育』Vol.7, pp. 67-75。
- 山崎聰一郎(2019)『こども六法』弘文堂。
- 吉田俊弘・橋本康弘・堺正之・吉村功太郎・三浦清孝・中平一義・網森史泰(2014)「[パネルディスカッション] 法教育と道徳教育の対話」『法と教育』4, pp. 104-130。

【資料】道徳科 授業実践ⅠⅡⅢ 学習指導案

第1学年 道徳科指導案

1 主題名 いじめのない世界へ

2 ねらいと教材

いじめに当たる行為や判断の根拠（心情的な側面と法的な側面）について考えることを通して、人にはいろいろな見方や考え方があることを理解し、相手の立場や個性を尊重しようとする態度を育てる。

＜教材名「いじめのない世界へ」出典「東京書籍」＞

3 主題設定の理由

（1）ねらいとする道徳的価値【価値観】

学校を生活の場とする生徒にとって、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは生徒にとって身近な出来事でありながら、その問題の根は深く、深刻ないじめ被害は依然としてなくなっていない。

中学校の段階は、自分の考えや意見を伝えることの大切さを感じる機会が増えるとともに、相手の立場に立ってその考え方や意見を聞くことで、眞の相互理解が可能になることを少しづつ経験していく時期である。いじめとは何かについて正しく理解し、他の生徒と同調するのではなく、自分の考え方や意見を伝えること、互いの個性や立場を尊重し、広い視野に立っていろいろなものの見方や考え方があることを理解しようとする態度を育てることが大切であると考え、本主題を設定した。

指導に当たっては、身近な生活の中での遊びや何気ない行動、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義に当たるかもしれないということに気付かせたい。本教材を基に、事例を通して相手の心情を相互に理解することといじめには刑事責任が伴う法的な観点からもいじめは許されないとということを理解させる。

（2）生徒の実態【生徒観】

実習校の第1学年は、学校生活にも慣れ穏やかな毎日を送っている。真面目に授業や部活動に取り組み、清掃や作業なども労をいとわず活動することができると感じている。また、明るく素直で、生徒同士や教員に対しても、積極的にコミュニケーションを図ろうとする生徒も多い。しかし、その場の状況や相手の気持ちを十分理解できず、適切な言葉や表現の仕方ができないことから、人間関係にトラブルを生じる場面が見受けられたことがあった。

事前のアンケートでは、「みんな楽しそうだし、その子も笑っているので、その子をいじる」や「人の教科書やノートに落書きをする」などのいじめに当たるかどうかの判

断をしてもらい、その判断理由を記述してもらった。いじめかどうかの判断理由は様々であるが、「自分がされていやなことがいじめである」という回答が多かった。また、いじめと遊びの違いについては、「みんなが楽しいのが遊びで、誰か一人でも嫌な気持ちになるのはいじめである」という回答が多かった。今回の授業実践で、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を伝え、いじめに当たる行為を全員が判断できるようにしていきたい。そして、法律的な観点からもいじめは絶対に許されないことを理解させていきたい。

(3) 教材の特質と活用方法【教材観】

今回の授業では、教科書である『新しい道徳』(東京書籍)と山崎聰一郎の『こども六法』(2019年、弘文堂)を扱っていく。教科書では、いじめ問題対応ユニット「いじめのない世界へ」(各学年1か所、3時間扱い)があり、いじめを未然に防ぎ、いじめをしない、させない心を育むユニットが設定されている。1つのテーマで3つの教材を組み合わせてユニットを作ることで、いじめの問題を多面的・多角的に考えられるようになっている。

また、『こども六法』とは、著者の「法律はみんなのためのルールなのに、みんなにわかるように書かれていらない」という問題意識から制作されたものである。身近な法律を小学生でもイラストなどでわかりやすく、解説されている。

本教材を組み合わせて活用することで、「相手が傷つくからいじめはしてはいけない」という心情的な部分だけでなく、「どんな場合においてもいじめは絶対に許されない」という法的な部分にも着目して、考えていくことができる教材である。

(4) 本授業実践における法教育の観点について

いじめに関する先行研究では、「いじめる理由」に関して、「相手に悪いところがあるから」や「いじめられる人にも悪いところがある」という回答が少なくないという調査結果がある。よって、子どもはいじめを正当化するのではなく、大人と同じような社会の正義を具体化した法に基づいて振る舞うようにならなければならないと指摘している。

大分県のスクールロイヤーであるスズキ弁護士は、「『法』とは、異なった価値観や個性を持った人々が、社会を作りて生活する上で、お互いを尊重しながら、ともに協力して生きていくためのルールです。そこで、法教育によって、人は自らの力でトラブルや困難を乗り越え、他者と調和を図りながら、ともに生きていくことができる。」と述べている。

これらから、道徳的価値を心情に訴えるだけでは、いじめ未然防止に効果が薄いと考える。人の個性や考え方の違いがいじめを正当化する理由にはならないこと、いじめが絶対に許されないものであることを法的に理解し、いじめをしない態度を養っていきたい。

4 学習計画（3時間扱い）

	題材	内容項目	ねらい
1	いじめに当たるのはどれだろう	B (9) 相互理解, 寛容	いじめに当たる行為や判断の根拠について考えることを通して、人にはいろいろな見方や考え方があることを理解し、相手の立場や個性を尊重しようとする態度を育てる。
2	傍観者でいいのか	A (1) 自主, 自律, 自由と責任	傍観者の視点から「いじめ」について考えることを通して、人間の弱さを克服し、自らの意志や判断で責任ある行動をしようとする態度を育てる。
3	ふたつの心	A (1) 自主, 自律, 自由と責任 B (8) 友情, 信頼	いじめに関係する人物やその周囲の人の心情を考えることを通して、物事をさまざまな角度から総合的に考察し、そこに内在する道徳的諸価値を見極めようとする意欲や態度を育てる。

5 「いじめ」についての意識調査（事前アンケート）

- (1) この中でいじめだと思うものに○、いじめではないと思うものに×をつけてください。
- (ア) みんな楽しそうだし、その子も笑っているので、その子をいじる。 ()
- (イ) 人の教科書やノートに落書きをする。 ()
- (ウ) 廊下を歩いているときに出会い頭にぶつかる。 ()
- (エ) その人が嫌がっているのに無理にさそう。 ()
- (オ) その人の机をきたないと言ってさわらない。 ()
- (カ) 「かりるね」とだけ言って、許可を得ずに人のものを使う。 ()
- (キ) 名前でなくいつもあだ名で呼ぶ。 ()
- (ク) 授業中に答えをまちがった子を笑う。 ()
- (ケ) インターネットに悪口を書きこむ。 ()
- (コ) 恥ずかしいことや危険なことをさせる。 ()
- (サ) 友だちが嫌なことをされている時に見て見ぬふりをする。 ()
- (シ) 自分の荷物を持たせたり、自分の用事をさせたりする。 ()
- (ス) いつも発表しない友だちにその子のためを思って「もっと積極的に発表したら」と言う。 ()
- (2) (1) の中でいじめだと判断した理由を教えてください。
- (3) いじめと遊びの違いは何だと思いますか？

6 (1) 「いじめに当たるのはどれだろう」学習過程

	学習活動・主な発問と予想される生徒の反応 (○本発問○中心発問◇補助発問)	指導上の留意点・・・○
導入 5	<p>1 前週のアンケートを提示し、どんなことが結果から言えるかについて考える。 <予想される生徒の反応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員がいじめだというものはない ・自分がいじめだと思っていたものがいじめではないという人が多かった <p>2 なぜ回答結果のようにいじめの判断が分かれるのかについて考える。</p>	<p>○アンケート結果を提示し、その判断の根拠等を生徒に問い合わせながら、確認しながら進める。</p> <p>○生徒の中で心情的なことではなく、身近なルール（法律）に切り替えられるように配慮する。</p>
展開 35	<p>3 いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を伝える。（7分）</p> <p>4 ワークシートを配り、いじめに当たる行為とその根拠を考えさせる。（21分）</p> <p>○教科書 p22, 23 からいじめに当たると思うものに丸を付けて、そう判断した理由を考えよう。</p> <p><予想される生徒の反応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法にあるいじめの定義に当たるから ・相手が傷つくから ・相手が悲しむから ・落書きされると困るから ・された方が嫌がっているから <p>5 いじめについてはされた方の立場で考えることの重要性に気づかせる。</p>	<p>○いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義から、アンケートの解説を行う。</p> <p>○ワークシートを配布する。</p> <p>○中心発問に対して、いじめに当たるものに丸を付けて、その理由をワークシートに書かせる。（5分）</p> <p>○いじめかどうかの判断が分かれた所を机間指導で確認し、黒板に一か所提示し、グループごとに話合わせる。（10分）</p> <p>○グループごとの話し合いの結果を全体で共有する。（6分）</p> <p>○コップの例を出しながら、時間軸でも考えるように配慮する。</p>
終末 5	<p>6まとめをする。</p> <p>7自分自身を振り返る。</p>	<p>○今回の授業で学んだことなどをまとめる。</p> <p>○今回の授業で学んだこと、考えたことを振り返りの欄に記入させる。</p>

6 (2) 「傍観者でいいのか」学習過程

	学習活動・主な発問と予想される生徒の反応 (○基本発問◎中心発問◇補助発問)	指導上の留意点・・・○
導入 7	1 前回の振り返りをする。 ○前回の授業の教材やアンケート結果を見て、気づいたことを挙げてみよう。 ○いじめかどうかはっきりと決めたあまりはどんなものだろう。	○「いじめに当たるのはどれだろう」や「いじめについての意識調査」の結果を見せて、判断が分かれたところや難しい場合があったことを想起させる。 ○いじめ防止対策推進法でのいじめの定義を再確認する。
展開 35	2 「傍観者でいいのか」を読んで話し合う。 ・教師が範読する。 ・登場人物や状況を確認する。 ○見て見ぬふりがいけないのはなぜだろう ○なぜ見て見ぬふりをしてしまうのだろうか。 <予想される生徒の反応> ・自分がいじめられるのではないか ・勇気が出ない 3 いじめ防止対策推進法第3条（基本理念）2項を解説する。 4 ワークシートを配り、中心発問について考えさせる。 ○いじめをその場で止める以外になにか良い方法はないだろうか。 <予想される生徒の反応> ・先生や保護者に相談する。 ・被害者に声をかける。 5 いじめ防止対策推進法第8条（学校及び学校の教職員の責務）、第16条（いじめの早期発見のための処置）を解説する。	○「いじめの四層構造」（森田・清永、1986）について説明し、傍観者の定義を伝える。 ○いじめを見た時に、最も良い方法は仲裁することを確認する。 ○いじめ防止対策推進法を用いて、見て見ぬふりをしてはいけないことを説明する。 ○ワークシートを配布する。 ○グループごとに中心発問について話合わせる。 ○グループごとの話合いの結果を全体で共有する。 ○いじめ防止対策推進法のいじめについての教職員の責務等を確認し、これからいつでも相談しやすくなるように配慮する。 ○なぜこのような法律が作られているかまで深く考えていくように配慮する。
終末 8	6まとめをする。 7自分自身を振り返る。	○今回の授業で学んだことなどをまとめる。 ○今回の授業で学んだこと、考えたことを振り返りの欄に記入させる（特にいじめを見かけた場合に自分はこれからどのような対応をとるか）。

6 (3) 「ふたつの心」学習過程

	学習活動・主な発問と予想される生徒の反応 (○基本発問◎中心発問◇補助発問)	指導上の留意点・・・○
導入 7	1 前時の学習を振り返る。 ○これまでの学習でどんなことがわかつたか考えてみよう。 2 本時の学習へ繋げる。 ○嫌なことや悪いことをする人は、いじめられても仕方がないだろうか。	○前回の振り返りを紹介する。 ○スライドを提示し、どちらかに思う方に挙手させる。
展開 35	3 「ふたつの心」を読んで話し合う。 ・教師が範読する。 ・登場人物や状況を確認する。 4 ワークシートを配り、発問について考えさせる。 ○クラスの人がサオリを無視するようになつて、私が「しょうがない」と思ったのはなぜだろう。 <予想される生徒の反応> ・サオリにも悪い所があるから ・他の人も無視しているから ・みんなに嫌われているということをサオリに気づかせたい ◇相手に理由があれば、自分たちで仕返しや制裁をしてもいいのだろうか。	○「私」は積極的にいじめをしているのではないか、いじめを正当化していることを確認する。 ○ロイロノートを使用して、個人で考えさせ、グループで共有する。 ○全体に共有する。 ○グループで2分程度考えさせる。 ○いじめ防止対策推進法第四条や日本国憲法第31条「法廷の手続きの保障」を解説する。
終末 8	5まとめをする。 6自分自身を振り返る。	○今回の授業で学んだことなどをまとめる。 ○今回の授業や3時間の授業で学んだことや考えたことを書かせる。

7 評価

<学習状況を把握するための指導の着眼点>

(期待する学習状況)
・相手が傷つくから・嫌がるからなどの心情的な部分だけでなく、法律的な観点からもいじめは許されないことが理解できた。
・法律で定められているいじめの定義が理解できた。
・傍観者（見て見ぬふりをする人）ではなく、いじめを発見した場合にどのような行動を取れば良いか考えることができた。
・なぜ、いじめ防止対策推進法やその他の法律が存在するのか、考えることができた。
・嫌なことをされた時に仕返しやいじめではなく、どのような対応を取れば良いか考えることができた。